

スロバキア

商標規則

商標に関する法令集法律第 55/1997 号を施行するためのスロバキア共和国産業財産庁の法令
集命令第 117/1997 号
1997 年 5 月 1 日施行

目次

- 第 1 条 商標出願の要件の詳細
- 第 2 条
- 第 3 条 分割出願の要件の詳細
- 第 4 条 商標の識別性を証明する書類の要件の詳細
- 第 5 条 スロバキア共和国産業財産庁の公報において公告される商標登録出願の情報
- 第 6 条 登録簿への商標としての標識の登録に対する異議申立の要件の詳細
- 第 7 条 商標登録簿に登録され、登録後に公報で公告される事項
- 第 8 条 証明書、証明書の副本、登録簿の抄本及び優先権発生に関する書類
- 第 9 条 登録出願標識又は登録商標の修正請求の要件の詳細
- 第 10 条 商品又はサービスの一覧を限定する請求の要件の詳細
- 第 11 条 名称及び所在地若しくは姓名及び住所の変更請求の要件の詳細
- 第 12 条
- 第 13 条 商標の譲渡又は移転の登録請求の要件の詳細
- 第 14 条 ライセンス契約の登録請求の要件の詳細
- 第 15 条 商標についての担保権の登録請求の要件の詳細
- 第 16 条 登録簿からの商標登録取消の申請の要件の詳細
- 第 17 条 登録簿からの商標登録取消の請求の要件の詳細
- 第 18 条 商標登録の更新請求の要件の詳細
- 第 19 条 ファイルの保存及び過誤の訂正についての詳細
- 第 20 条 国際商標登録出願の要件の詳細
- 第 21 条
- 第 22 条 国際商標登録の変更請求の要件の詳細
- 第 23 条 施行

第1条 商標出願の要件の詳細

(1) 自然人又は法人(以下「出願人」という。)は、商標登録の出願をするに際して次のことを明示しなければならない。

(a) 商標が、文字標識か、図形標識か、その混合標識か、又は立体標識か

(b) 文字標識の場合、スロバキア共和国産業財産庁(以下「庁」という。)の指定する標準文字によるものか又は他の文字によるものか。文字標識にローマ字以外の文字の記載がある場合は、そのローマ字への音訳を併記する。

(c) 標識を白黒で登録するか又は色彩を使用して登録するか。色彩標識として登録する場合は、使用する色彩の一覧

(d) 出願人の代理人が法人である場合はその名称及び所在地、自然人の場合はその姓名及び住所

(e) 送達宛先として出願人又はその代理人の住所若しくは所在地と別の場所を指定する場合は、その宛先

(2) 商標に関する法令集法律第 55/1997 号(以下「商標法」という。)第 6 条(2)の規定に基づく優先権を主張する場合は、出願人は、商標出願において次の事項を明示しなければならない。

(a) 優先権の根拠となる登録出願日

(b) かかる出願がされた国、及び商標出願番号

(c) 当該出願に基づいて商標登録がされている場合は、その登録番号

(3) 出願人は、(2)の優先権関係事実を証明する所管の登録庁によって交付若しくは証明された書類を提出しなければならない。

(4) 標識を使用する商品又はサービスについての明確な一覧。これは、出願の中で国際分類の順番に従い、各類の分類番号を明記して提示されなければならない。

第2条

(1) 標準文字による文字標識以外の要素を含む商標の登録出願の場合、出願人は、最小 15×80mm、最大 80×80mm のサイズで全詳細を示した出願標識の明確で分かり易い表示図 5 通を添付しなければならない。

(2) 立体商標の詳細が提出された表示図から明確でない場合、出願人は、出願標識の詳細な特徴を明確に示した表示図、言葉による説明書及び見本を出願に添付しなければならない。

(3) 団体商標登録を出願する場合は、出願人は、団体商標使用協定書を添付すると共に、特に次の諸事項を明記しなければならない。

(a) 出願人の名称と所在地

(b) 出願人の構成員の名称及び所在地若しくは姓名及び住所、並びにそれらが団体商標を使用する事業の対象

(c) 団体商標を使用する出願人の各構成員の相互的な権利と義務。義務違反に対する罰則と紛争の解決方法も含める。

(4) 出願人が代理されている場合は、出願に委任状を添付しなければならない。

第3条 分割出願の要件の詳細

分割出願を行う場合は、原商標出願の出願日と出願番号を明記しなければならない。

第4条 商標の識別性を証明する書類の要件の詳細

商標の識別性を証明する書類は、特に、当該標識の商品への直接の使用又は商品若しくはサービスに関する使用の日と程度を明記しなければならない。

第5条 スロバキア共和国産業財産庁の公報において公告される商標登録出願の情報

商標法第8条(5)に従い商標登録出願を公告するに当たり、庁は、スロバキア共和国産業財産庁公報(以下「公報」という。)において次に掲げる事項を明示しなければならない。

- (a) 商標出願番号
- (b) 出願日及び、優先権が主張される場合は優先権発生に関する情報
- (c) 出願標識の文字構成又は表示図
- (d) 商標登録の対象とする商品又はサービスの一覧。かかる一覧は、国際分類の順番に従い各類の分類番号を明記して作成されなければならない。
- (e) 出願人の名称及び所在地若しくは姓名及び住所

第6条 登録簿への商標としての標識の登録に対する異議申立の要件の詳細

(1) 出願標識の商標登録簿(以下「登録簿」という。)への登録に対する異議申立の書面には、次に掲げる事項が記載されなければならない。

- (a) 異議申立人の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
- (b) 異議申立の対象とする商標登録出願の出願番号及び公告日
- (c) 出願人の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
- (d) 異議申立の対象とする出願標識の文字構成又は表示図
- (e) 異議申立の対象とする商品又はサービスをそれらの国際分類に従った類の表示を含めて示すか、又は当該出願に含まれているすべての商品若しくはサービスを異議申立の対象にするとの表示
- (f) 異議申立の内容
- (g) 出願についての決定の申出

(2) 異議申立人は、その申立の根拠となる書類によって自己の申立を立証する。先の優先権を付与された商標登録出願又は商標をもって異議申立の理由とする場合は、その商標出願番号又は商標登録番号及び当該出願標識又は商標の文字構成又は表示図を提出すれば足りる。

(3) 周知商標との同一性又は混同を生じる程の類似性を理由として異議申立を行う場合は、異議申立人は、自己の商標が異議申立の対象とする商標に優先権が生じる前にスロバキア共和国内において周知のものとなっていたことを証明する書類を添付しなければならない。

(4) 未登録標識の所有者が有する権利に対する侵害を理由として異議申立を行う場合は、その未登録標識の所有者は、どの商品又はサービスに対して当該未登録標識が合法的に実際に使用されているかを証明し、異議申立の対象標識を付した商品又はサービスと当該未登録標識の所有者の事業活動との混同を消費者の間に生じさせる地域又は産地を指摘しなければならない。

(5) 自己の商号又はその本質的部分との同一性又は混同を生じる程の類似性を理由として異議申立を行う場合は、異議申立人は、異議申立の対象標識に優先権が生じる前に自己の当該商号が法人化されていたことを証明すると共に、自己が当該商号の下に現実に提供している商品又はサービスの一覧を示すことを要する。

- (6) 公告された標識が人格権を侵害することを理由として異議申立を行う場合は、自己がかかる人格権を有することを証明しなければならない。また、公告された当該標識の登録簿への登録により如何にして自己の人格権が危険にさらされるかを明らかにしなければならない。
- (7) 他の産業財産から生じる権利に対する侵害を理由として異議申立を行う場合は、当該侵害に係る当該権利の対象の存在とそれに対する所有権を証明する書類を提出しなければならない。また、公告された当該標識の登録簿への登録により如何にして当該産業財産の対象に関する権利が危険にさらされるかを明らかにしなければならない。
- (8) 著作権に対する侵害を理由として異議申立を行う場合は、自己がかかる著作権を有することを証明しなければならない。公告された当該標識の登録簿への登録により侵害の危険にさらされる著作権を有する作品を明示しなければならない。また、かかる危険が如何にしてかつどのような範囲で生じるかを明らかにしなければならない。
- (9) 商標法第 45 条(3)の規定に基づき異議申立がされた場合は、商標所有者は、商標出願番号若しくは商標登録番号及び当該商標が著名なものである旨の宣言をした庁の決定の日付を明示しなければならない。

第 7 条 商標登録簿に登録され、登録後に公報で公告される事項

- (1) 登録簿には、次に掲げる事項が記載される。
- (a) 商標登録番号
 - (b) 庁に対して商標登録を出願した日又は優先権発生日
 - (c) 公報において商標登録出願が公告された日
 - (d) 商標が登録簿に登録された日
 - (e) 商標出願番号
 - (f) 商標の文字構成又は表示図。商標中にローマ字以外の文字による要素が含まれている場合は、ローマ字への音訳を付記する必要がある。
 - (g) 商標の図形的要素の属する類
 - (h) 出願人又は商標所有者の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
 - (i) 商標の種類
 - (j) 商標の登録対象である商品又はサービスの一覧であって、国際分類の類の順番に従いかつそれぞれの類の分類番号を明記して作成されたもの
 - (k) 商標登録の更新の日付
 - (l) 国際商標登録
 - (m) 団体商標使用協定書に基づく団体商標登録出願の出願人の構成員の一覧
 - (n) 代理されている場合は、代理人の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
 - (o) 商標登録の取消
- (2) 登録簿には、更に次の事項も登録される。
- (a) 登録出願された標識又は商標の修正
 - (b) 商標の登録対象である商品又はサービスの一覧の限定。国際分類の類の順序に従いかつそれぞれの類の分類番号を明記して記載される。
 - (c) 出願人又は商標所有者の名称及び所在地若しくは姓名及び住所に生じた変更
 - (d) 代理されている場合に、記載された代理人の名称及び所在地又は姓名及び住所に生じた変更

- (e) 団体商標使用協定書に基づく団体商標登録出願の出願人の構成員の一覧に生じた変更
 - (f) 国際商標登録に生じた変更
 - (g) 商標の譲渡及び移転に関する事項
 - (h) 商標についてのライセンス契約
 - (i) 商標についての担保権の設定と失効
- (3) 商標が登録簿に登録された後、庁は、第7条(1)(a)から(e)までに掲げる事項を公報で公告すると共に、登録簿への商標登録の後に生じた基本的事項の変更についても公報で公告する。

第8条 証明書、証明書の副本、登録簿の抄本及び優先権発生に関する書類

- (1) 商標の登録簿への登録の証明書には、第7条(1)に規定する事項が記載される。証明書の交付後にそれらの事項について変更が生じた場合は、庁は証明書の補遺を交付する。
- (2) 商標所有者からの請求を受けた場合、庁は、商標の登録簿への登録の証明書又は証明書の補遺の副本を交付する。商標に標準文字による文字標識以外の要素が含まれている場合は、その所有者は、副本交付の申請書に最小 15×80mm、最大 80×80mm のサイズで全詳細を示した明確で分かり易い当該商標の表示図5通を添付しなければならない。証明書の副本は、各登録証につき1通のみ交付される。
- (3) 請求があった場合は、庁は、登録簿の抄本又は出願された商標に関する事項の抜粋を、請求するすべての者に対して交付する。商標登録簿の抄本は、登録簿の抄本の請求の日現在において効力を有している事項についてのものでなければならない。
- (4) 出願人又は商標所有者が請求した場合、庁は当該商標についての優先権発生に関する次の事項を含む書類を交付する。
- (a) 商標出願番号又は商標登録番号
 - (b) 出願人又は商標所有者の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
 - (c) 登録出願標識又は登録商標の文字構成又は表示図
 - (d) 登録出願標識又は登録商標が使用される商品又はサービスの一覧で、国際分類の順番に従いかつ各類の分類番号を明示して作成したもの
 - (e) 商標登録出願日

第9条 登録出願標識又は登録商標の修正請求の要件の詳細

- (1) 商標法第7条(1)又は第14条による登録出願標識又は登録商標の修正の請求書には、特に次の事項が記載されなければならない。
- (a) 商標出願番号又は商標登録番号
 - (b) 出願人又は商標所有者の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
 - (c) 登録出願標識又は登録商標の新しい文字構成又は表示図
 - (d) 出願人又は商標所有者が代理されている場合は、代理人の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
 - (e) 求める修正の説明
- (2) 標準文字による文字標識以外の要素が含まれている登録出願標識又は登録商標の修正の請求書には、最小 15×80mm、最大 80×80mm のサイズで全詳細を示した明確で分かり易い当該標識又は商標の表示図5通を添付しなければならない。

(3) 登録出願標識又は登録商標の修正申請書には、(1)に規定する事項の変更を証明する書類を添付しなければならない。

第10条 商品又はサービスの一覧を限定する請求の要件の詳細

商品又はサービスの一覧を限定する請求書には、特に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (a) 商標出願番号又は商標登録番号
- (b) 出願人又は商標所有者の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
- (c) 当該限定後の商品又はサービスの一覧で、それらを国際分類の順番に従い各類の分類番号を明記して作成したもの
- (d) 出願人又は商標所有者が代理されている場合は、代理人の名称及び所在地若しくは姓名及び住所

第11条 名称及び所在地若しくは姓名及び住所の変更請求の要件の詳細

登録簿に登録された商標登録出願人又は商標所有者の名称及び所在地若しくは姓名及び住所の変更請求書には、特に次の事項を記載しなければならない。

- (a) 商標出願番号又は商標登録番号
- (b) 出願人又は商標所有者の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
- (c) 登録簿に登録されるべき、出願人又は商標所有者の新しい名称及び所在地若しくは姓名及び住所
- (d) 出願人又は商標所有者が代理されている場合は、代理人の名称及び所在地若しくは姓名及び住所

第12条

商標登録出願手続又は登録された商標に係る手続についての代理人登録又はその変更の請求書には、特に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (a) 商標出願番号又は商標登録番号
- (b) 出願人又は商標所有者の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
- (c) 委任状が与えられた代理人の名称及び所在地若しくは姓名及び住所。代理人を変更する場合は、先に登録されている代理人に対して与えられた委任状の取下表明

第13条 商標の譲渡又は移転の登録請求の要件の詳細

(1) 登録簿に登録された商標の譲渡又は移転の登録請求書には、特に次の事項を記載しなければならない。

- (a) 商標出願番号又は商標登録番号
- (b) 商標所有者の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
- (c) 商標を譲り受け又は移転される者の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
- (d) 商標の譲渡若しくは移転が対象の商品又はサービスのすべてについてされるのか又はそれらの一部についてされるのかの表明。譲渡若しくは移転がそれら商品又はサービスの一部についてのみされる場合は、それらの一覧で国際分類の順番に従いかつ各類の分類番号を明記して作成されたものを添付しなければならない。

- (e) 請求人が代理されている場合は、代理人の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
- (2) 商標が譲渡される場合は、譲渡に係る契約書若しくは当該契約書の認証謄本、又は商標所有者の変更を証明する当該契約書の抄本若しくはその他の書類を請求書に添付しなければならない。
- (3) 商標の移転の場合は、特別の規則による商標の移転を証明する書類を請求書に添付しなければならない。
- (4) 商標登録出願に基づく権利の譲渡若しくは移転の登録請求がされる場合は、(1)及び(2)の規定を準用する。

第 14 条 ライセンス契約の登録請求の要件の詳細

- (1) ライセンス契約の登録請求書には、特に次の事項を記載しなければならない。
 - (a) 商標出願番号又は商標登録番号
 - (b) 商標所有者の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
 - (c) 商標使用権者の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
 - (d) ライセンス付与が対象の商品又はサービスのすべてについてされるのか又はそれらの一部についてされるのかの陳述。ライセンス付与がそれら商品又はサービスの一部についてのみされる場合は、それらの一覧で国際分類の順番に従いかつ各類の分類番号を明記して作成されたものを添付しなければならない。
 - (e) 商標所有者が代理されている場合は、代理人の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
- (2) ライセンス契約の登録請求書には、ライセンス契約書が添付されなければならない。

第 15 条 商標についての担保権の登録請求の要件の詳細

- (1) 商標についての担保権の登録請求書には、特に次の事項を記載しなければならない。
 - (a) 商標出願番号又は商標登録番号
 - (b) 商標所有者の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
 - (c) 担保権債務者の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
 - (d) 担保権債務者が代理されている場合は、代理人の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
- (2) 担保権の登録請求書には、担保契約書が添付されなければならない。

第 16 条 登録簿からの商標登録取消の申請の要件の詳細

- (1) 登録簿からの商標登録取消の申請書には、特に次の事項を記載しなければならない。
 - (a) 商標出願番号又は商標登録番号
 - (b) 商標所有者の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
 - (c) 商標の文字構成又は表示図
 - (d) 申請人の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
 - (e) 申請人が代理されている場合は、代理人の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
 - (f) 本案処理方法の申出
 - (g) 申請の内容及び裏付け証拠
- (2) 登録取消の申請書は 4 通提出し、その各々に取消申請の証拠書類の写しが添付されなければならない。
- (3) 商標所有者がスロバキア共和国に所在地若しくは住所を有さず、かつ、代理人も有さな

い場合は、登録取消申請書にフランス語又は英語の翻訳文を添付しなければならない。

第 17 条 登録簿からの商標登録取消の請求の要件の詳細

- (1) 登録簿からの商標登録取消の請求書には、特に次の事項を記載しなければならない。
 - (a) 商標出願番号又は商標登録番号
 - (b) 商標所有者の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
 - (c) 商標取消請求人の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
 - (d) 請求人が代理されている場合は、代理人の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
- (2) 請求人は、登録取消申請書に、当該商標が人格権を侵害する、自然人若しくは法人の名声を損傷する、著作権を侵害する、又は当該商標の使用が不当な競争行為を構成するとの裁判所の有効な決定の認証謄本を添付しなければならない。

第 18 条 商標登録の更新請求の要件の詳細

- (1) 商標登録の更新請求書には、特に次の事項を記載しなければならない。
 - (a) 商標出願番号又は商標登録番号
 - (b) 商標所有者の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
 - (c) 商標登録の更新請求の陳述
 - (d) 商標所有者が代理されている場合は、代理人の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
- (2) 商標の更新対象である商品又はサービスの一覧の限定請求が、商標登録の更新請求の一部を構成する場合、商標所有者は第 10 条(c)に規定する記載も請求書に含めなければならない。

第 19 条 ファイルの保存及び過誤の訂正についての詳細

- (1) 庁は、すべての提出物、報告書及び商標登録出願手続中及び商標登録の有効期間中にされた庁の決定を含め商標登録出願及び商標登録に関するそれぞれのファイルを、各別に保有する。
- (2) 庁は明確な過誤を訂正し、これを登録簿に記載し公報で公告する。

第 20 条 国際商標登録出願の要件の詳細

国際商標登録出願には、特に次の事項を記載しなければならない。

- (a) 商標出願番号及び出願日、当該商標が登録されている場合は商標登録番号
- (b) 登録出願標識又は登録商標の文字構成若しくは表示図。登録出願標識又は登録商標がローマ字以外の文字で構成され又はアラビア数字若しくはローマ数字以外の数字を含んでいる場合は、このような文字又は数字の、国際出願がされる言語の正字法に従って作成された音訳又はアラビア数字表示が添付されなければならない。
- (c) 庁の登録簿に記載されている出願人又は商標所有者の名称及び所在地若しくは姓名及び住所と同じである国際登録出願人の名称及び所在地若しくは姓名及び住所
- (d) 対象の標識の登録出願若しくは商標の登録に係る商品若しくはサービスと同一又はそれらより限定された商品若しくはサービスの一覧で、国際分類の順番に従いつつ各類の分類番号を明記して作成されたもの
- (e) 保護を求める国の範囲

(f) 国際登録に係る手数料を納付する者の名称及び所在地若しくは姓名及び住所，並びに国際協定に従ったかかる手数料の納付方法又はジュネーブに所在する世界知的財産機関が発行した手数料の納付完了若しくは同機関のために開設された銀行口座からの手数料引落し指示の証明書の番号

(g) 色彩を使用する商標の国際登録出願の場合，使用する色彩の一覧

(h) 出願人が代理されている場合は，代理人の名称及び所在地若しくは姓名及び住所

第 21 条

(1) 標準文字による文字標識以外の要素を含む商標の国際商標登録出願には，出願人は，最小 15×80mm，最大 80×80mm のサイズで全詳細を示した出願標識又は登録商標の明確で分かり易い表示図を添付しなければならない。

(2) 出願人が代理されている場合は，委任状を国際商標登録出願に添付しなければならない。

第 22 条 国際商標登録の変更請求の要件の詳細

商標の国際登録の変更請求書には，特に次の事項を記載しなければならない。

(a) 商標出願番号又は商標登録番号

(b) 国際商標登録番号

(c) 国際登録商標所有者の名称及び所在地若しくは姓名及び住所

(d) 国際協定に従った手数料の納付方法，納付者の名称及び所在地若しくは姓名及び住所，及び世界知的財産機関が発行した手数料の納付完了若しくは同機関のために開設された銀行口座からの手数料引落し指示の証明書の番号

(e) 国際協定に従う他の要件

第 23 条 施行

本規則は，1997 年 5 月 1 日から施行する。